

プーフェンドルフの『義務論』一考

森 岡 邦 泰

1. はじめに
2. プーフェンドルフのラテン語
3. 自然状態
4. おわりに

1. はじめに

本稿は、ドイツの法学者プーフェンドルフの主著『義務論』のラテン語の特徴とその社会思想の一面について論じたものである。

プーフェンドルフ (Samuel Pufendorf, 1632-1694) は、17世紀を代表する法学者の一人で、18世紀の啓蒙思想家に多大な影響を与えたことで知られる。代表作は、主著と目される『自然法と万民法』(De Jure Naturae et Gentium Libri Octo, 1672) およびそれを要約した『自然法に基づく人間および市民の義務』(De Officio Hominis et Civis juxta Legem Naturalem Libri Duo, 1673、以下『義務論』と略記する) が知られる。これ以外にも歴史書をはじめ、多くの書物を著した。

プーフェンドルフは1632年1月8日に、ザクセンのタルハイムのケムニッツ村でルター派の牧師の子として生まれた¹⁾。ライプチヒ大学、イエナ大学で、神学、法学、道徳哲学を修めた後、1661年ハイデルベルク大学の国際法と文献学の准教授になった。この講座は後に自然法および国際法と名称変更されたので、プーフェンドルフは、ヨーロッパにおける最初の自然法の担当教授になったのである。1670年にはスウェーデンのカール11世に招聘され、ルント大学の国際法および自然法の担当教授となった。1677年にデンマーク軍がルントを占領してからは、ストックホルムに移り、王室歴史編纂官と国務長官の地位に就いた。1688年からはベルリンに移り、王室歴史編纂官、裁判と枢密院の顧問官などの地位に就いた。

このようにプーフェンドルフはドイツに生まれ、ドイツに学び、ドイツおよびスウェーデンの大学で教鞭をとり、そしてまたドイツに帰ってきた。その生活圏は基本的にドイツとスウェーデンに限られていた。しかしプーフェンドルフはバルベイラックの仏語訳を通じて、ヨーロッパ中に広まり、多大な影響を与えた。ルソーに対するその影響はよく知られている²⁾。

1) クリーガー、第1章 「プーフェンドルフの生涯」。Pufendorf, Samuel, *On the Duty of Man and Citizen*, xi-xiii.

2) たとえば、ドラテ、第2章「B プーフェンドルフ」など。

こうして、プーフェンドルフは大陸で名声を博していたが、英国での関心も非常に高かったと言えよう。なぜなら主著の『自然法と万民法』は、1706年に出たバルベイラックの仏訳よりも早く、英訳が1703年に出ており、母国の独訳の1711年よりも早いのである³⁾。『自然法と万民法』の要約版で、大学で教科書として用いられたもう一つの主著の『義務論』は、英訳が、ラテン語の初版が出てからわずか18年後の1691年にロンドンで出た。それもバルベイラックの仏訳の1707年に先行しているのである⁴⁾。

さらに英国との関わりでいうと、筆者が海外研究の機会を得て滞在したグラスゴー大学では、道徳哲学講座の初代教授のガーショム・カーマイケル(1672-1729)と、その後任者のフランシス・ハチスン(1694-1746)がプーフェンドルフの『義務論』を教科書に用い、これに注釈を施す形で講義を行ったことが知られている。つまり大陸ではプーフェンドルフは、主にバルベイラックの仏訳を通して広まっていったが、スコットランドでは、大学教育を通して広まっていった。

2. プーフェンドルフのラテン語

ヨーロッパでは学問用語は元来ラテン語であって、大学教育もラテン語で行われていたから、プーフェンドルフは主著の『自然法と万民法』、『義務論』をラテン語で書いている。17世紀はラテン語が学問用語として用いられた最後の世紀で、この時代はラテン語の著作と俗語(たとえば英語、フランス語、ドイツ語)の著作が入り交じっている。同じ著者がラテン語でも俗語でも書く。例えばデカルトは『方法序説』をご婦人でも分かるようにとフランス語で書いたが、あとで学者向きに『省察』という書名で書き直したときは、ラテン語で書いている。ホップズはラテン語で『市民論』を書いたが、『リバイアサン』は英語である。ライプニッツはラテン語か、当時の外交用語でヨーロッパ共通語であったフランス語で書いている。しかし18世紀になると、もはやそういうことは見られなくなり、大学教育も母国語たる俗語で行われるようになる。

ラテン語は本来古代ローマ人の言葉であるが、17世紀までの長い年月の間に自ずと変化していった。紀元前後頃には、すでに民衆の口語体と文語体とでかなり違いがあったと見られるが、書き言葉としてのラテン語が完成され、文学的にも最も優れた作品が書かれたのは古典ラテン語の時代で、紀元前後を中心に前後200年ほどの期間である⁵⁾。その後西ローマ帝国の滅亡、ゲルマン人の進出によって大きく変容し、6世紀から8世紀の間にロマンス語に変わっていったと見られている。

書き言葉としてのラテン語も、この変動の影響を受け、文法、語彙において変化が見られる。そしてこのように変化したラテン語は中世ラテン語と呼ばれる。それは古典ラテン語からの墮落、逸脱とも言える。中世初期においてはラテン語を職業的に書かなければならない知識人でさえ、古典ラテン語の規則をしっかりと守ることができなくなっていたから、次第

3) Pufendorf, Samuel, *De jure naturae et gentium libri octo*, Vol.2, pp.60a-62a.

4) Pufendorf, Samuel, *The Whole Duty of Man, According to the Law of Nature*, pp.ix-x.

5) 国原吉之助、2ページ。

に古典ラテン語から乖離していったのである。中世ラテン語にもし文法があるとすれば、「それは中世ラテン語の文献に見られる古典ラテン語文法への違反の公約数にすぎない」⁶⁾。8世紀となるともう「ロマンス語化したラテン語というよりも、ラテン語化させたもの」⁷⁾という文章が現れることになる。このように中世ラテン語は古典ラテン語から乖離していった。その乖離は特に中世初期において著しく、たとえば、『新版 中世ラテン語入門』に上がっている文例で、vidi が vitae、caus が quos、abis が habes であり、se が si、sed、sit をも意味し得たとすると、もはやそのような言葉は、「情報上の伝達手段・乃至意志交換の道具たり得ないことは明瞭」⁸⁾であった。

このような状況下で、カロリングルネッサンスの推進者たちは、原点に立ち返り、ラテン語を俗ラテン語から純化しようとした。その結果、ラテン語は母から自然に学が言葉ではなく、学校教育で習得される言葉となっていった⁹⁾。そして中世文化が開花した1000年から1300年頃には、古典ラテン語、後期ラテン語が手本とされ、学習された。

かくして中世ラテン語は、文法においても語彙においても、古典ラテン語とはかなり様相の違うものになっていた。

結局、中世ラテン語とは、以下の特徴を持つようになった¹⁰⁾。

- 1．派生語、複合語、借用語の増大によって、語彙が拡大した。
- 2．代名詞や前置詞において、個々の明確な意義、用法がぼやけ、相互に混同、交換されている。
- 3．格の概念も、語尾変化も怪しくなって、格と格との限界が不鮮明となり、その欠を補うべく前置詞が大いに活用された。
- 4．動詞の活用において、esse、habere、debere を用いた冗語的、乃至回説的用法が増大した。
- 5．時称の使用にも乱れが目立ち、「時称の関連」の法則も犯されやすい。
- 6．不定法、動名詞、動形容詞が相互に混同、交換されているが、一般に不定法の用法が拡大し、目的分詞（supinum）の影は薄れてゆく。
- 7．その一方で、知覚・伝達動詞などのあとで、不定法句に変わって quod（quia）文が見られる。
- 8．quod は古典ラテン語の普遍的な ut に代わって、合鍵的な接続詞となる。
- 9．直説法と接続法の区別が薄れて、あらゆる従属文に直説法が見られ、逆に、不要な場合にも接続法が見られる。
- 10．長くて複雑な、技巧を凝らした古典ラテン語の文と比較して、一般に中世ラテン語の文は短く簡単である。
- 11．語順は現代語に近くなり、動詞は真ん中に来る。名詞と限定詞とが離れることはまれ

6) 同書、i-ii ページ。

7) 同書、14ページ。

8) 同書、14ページ。

9) 同書、26ページ。

10) 同書、108ページ。

となる。

さて、話をプーフENDORFの生きた時代の17世紀に戻すと、この時代、話し言葉としては現在のヨーロッパ諸言語が確立していたし、文学などそれを用いて書かれた文献も多かった。では、当時の人々はどうやってラテン語を学習したのか。その一例をデカルトに見ることができる。デカルトは『方法序説』で、学校時代の学習を回想しているので、デカルトが通った学校(ラフレーション学院)のカリキュラムを調べられ、それが参考になる¹¹⁾。ここでは全部で8年間の課程で、最初の3年間は文法学級である。ここでギリシャ語、ラテン語を学び、オウィディウスの『変身物語』やアイソポスの『寓話』を読本として読む。次の2年間は人文学級・修辞学級である。ここで読むのが、カエサル、タキツス、リウィウスなどの歴史書、キケロの雄弁術の書、ウェルギリウス、ホラチウス、オウィディウス、セネカの詩。最後の3年間は哲学級で、アリストテレスの論理学、自然学、形而上学、倫理学を学ぶ。倫理学についてはもちろんセネカも読まれたと推測される。

ここで気がつくことは、読本としてすべて古典ラテン語上の名作が選ばれていることである。これは今日の大学教育におけるラテン語学習と大差がない。今日ラテン語文法といえ、古典ラテン語の文法を学習するのであり、教室で読む読本も上記のような有名作家の本だからである。これは、あくまでデカルトの通った学校の教育課程であるが、学校により多少の違いはあっても、デカルトはこの学校に10歳で入っているから、17世紀の文人の受けた標準的な初等・中等教育は、大体このようなものであったと思われる。

そこでは当然、ラテン語は、散文であればキケロなど、詩であればウェルギリウスなどを手本に学習したであろうから、そのような学習者が書くラテン語は、学習到達度が高いほど、古典ラテン語の様相を呈するであろうと予測できる。従って、プーフENDORFなどもそうしたラテン語を書くことができよう。では、実際はどうか。

話を『義務論』に限るが、『義務論』のラテン語がどうかを詳しく見てみよう¹²⁾。

(1) 文法

基本的に、プーフENDORFは古典ラテン語文法に忠実に従っているといっていよい。上の3には、格変化が怪しくなったとあるが、プーフENDORFは正確である。プーフENDORFに限らず17世紀の知識人は大抵そうだろう。6の目的分詞(supinum)も時折見られる。7では、「不定法句に変わってquod(quia)文が見られる」といっているが、プーフENDORFは不定法句を多用する。その意味で古典的である。8ではquodがutに代わってよく用いられるようになるといっているが、プーフENDORFはutを多用する。11についてであるが、ヨーロッパは学校教育を通じて古典ラテン語への復帰へと向かったため、学校で人為的に習った言葉では、どうしても普段話している言葉の影響が出るのが免れないだろう。そのため、語順などはラテン語は自由であるから、近代語の影響が出やすいと予想され

11) 山田、24ページ。

12) 原文にはアカデミーから出ているプーフENDORFの全集版第2巻De officioを用いた。ただこの版は、誤植が非常に多いのでThe Classics of International Lawというシリーズから出た、1682年版を参照した。

る。ラテン語は語順は自由であるとはいえ、それでも散文の一般的な語順というものが存在し、それは(1)主語 (2)間接目的語 (3)直接目的語 (4)副詞 (5)述語動詞、の順である¹³⁾。まず、動詞の位置については、プーフンドルフでは、文の真ん中に来ていることもあるが、文末に来ていることもある。そもそも古典ラテン語でも必ずしも文末に来ているわけではないので、それほど古典ラテン語と大きな違いはないように思われる¹⁴⁾。また古典ラテン語では名詞と限定詞が容易に離れるのが、近代語との大きな違いであるが、プーフンドルフはまさにそういう書き方をすることが多々あり、その意味では極めて古典ラテン語に近い。

このようにプーフンドルフは古典ラテン語文法にほぼ忠実に従っているのであるが、そうでない構文もたまに見受けられる。たとえば『義務論』第1巻第6章第13節に、以下の文章がある。

Eo proniores autem mortales ad condonandas mutuas offensas esse decet, quo frequentius ipsi supremi Numinis lege violant, eoque & ipsi venia quotidie opus habent.

人は最高神の法を頻繁に破るほど、それだけ相互に与え合う損害を許すのが適切であり、その結果、日々の許しが必要となる。

ここで、eoque & ipsi venia quotidie opus habent という言い回しが出てくるが、この opus は不変化の名詞で、必要性を意味すると思われる。この opus は普通 esse とともに用いるのであり、このように habere と用いるのは、古典的ではない。実は下記の Blaise の Dictionnaire latin-français des auteurs chrétien という中世ラテン語辞典には、opus habere という構文が示され、いくつも用例が載っている。従って、プーフンドルフの文章にはごく一部非古典的な用法が混ざっていると言えよう。

(2) 語彙

語彙については、古典ラテン語以外の単語がしばしば出てくる。従って古典ラテン語辞典だけでは調べがつかない。そこで中世ラテン語辞典が必要となる。文法は基本的には古典ラテン語に忠実なのに、語彙ではそうではないのである。それも、古典ラテン語にはなかった新しい概念が必要だったので、新たな単語を使ったとも言い切れず、古典ラテン語でも同様な意味があるのではないかと思われる単語を用いることもある。たとえば、norire（第1巻第1章第5節ほか）は、下記の Novum glossarium mediae Latinitatis によれば、savoir、connaître（知る、知っている）という意味だが、この意味の単語で別に中世ラテン語に固執する必要はないだろう。

なお中世ラテン語辞典は、以下のものを参照することができた。

まず一巻本では、

Albert Blaise, *Dictionnaire latin-français des auteurs chrétien*, Turnhout, Brepols, 1993.

13) 松平千秋・国原吉之助、31ページ。

14) 例えば、第1巻第1章第4節では、Hoc enim nisi salem intra sphaeram fori humani admittatur 「なぜならもしこれが少なくとも人間の法廷の領域の中で認められなければ……」などと書かれている。

Albert Blaise, *Dictionnaire latin-français des auteurs du moyen-âge*, Turnhout, Brepols, 1994.

R. E. Latham, *Revised Medieval Latin Word-List*, London, British Academy, 1980.

J. F. Niermeyer, *Mediae Latinitatis Lexicon Minus*, Leiden, New York and Köln, E. J. Brill, 1993.

19世紀に出たフランス語圏の辞書で、次のものがある。ただし訳語はラテン語である。

W.-H. Maigne d'Arnis, *Lexicon manuale ad scriptores mediae et infimae latinitatis*, Paris, Garnier, 1890.

分冊で刊行された大部の辞書は、

英国では、

R. E. Latham, et al., *Dictionary of Medieval Latin from British sources*, London, Oxford University Press, 1975-.

ドイツでは、

Otto Prinz, et al., *Mittellateinisches Wörterbuch bis zum ausgehenden 13. [i.e. dreizehnten] Jahrhundert*, München, Beck, 1967-.

フランスでは、

Francesco Arnaldi, et al., *Novum glossarium mediae Latinitatis*, Hafniae, E. Munksgaard, 1957-.

オランダでは、

J. W. Fuchs, Olga Weijers, *Lexicon latinitatis Nederlandicae medii aevi* = *Woordenboek van het middeleeuws Latijn van de Noordelijke Nederlanden*, Leiden, E. J. Brill, 1977-2005.

デンマークでは、

Franz Blatt, et al., *Lexicon mediae latinitatis danicae* = *Ordbog over dansk middelalderlatin*, Aarhus, Aarhus universitetsforlag, 1987-.

ユーゴスラビアでは、

Marko Kostrenčić, et al., *Lexicon latinitatis medii aevi Jugoslaviae*, Zagrabiae, Editio Instituti historici Academiae scientiarum et artium Slavorum meridionalium, 1969-1978.

ポーランドでは、

Marian Plezia, et al., *Lexicon mediae et infimae latinitatis Polonorum*, Vratislaviae, Institutum Ossolinianum, 1953-.

ハンガリーでは、

János Harmatta, et al., *Lexicon latinitatis Medii Aevi Hungariae*, Budapest, Akadémiai Kiadó, 1987-.

スペインのカタロニア語では、

M. Bassols de Climent, et al., *Glossarium mediae Latinitatis Cataloniae*, Barcelona, Departamento de filologia latina del C. S. I. C., Universidad de Barcelona, 1974-.

また Du Cange (1610-1688) の *Glossarium Mediae et Infimae Latinitatis* は現在オンライ

ンで利用できる。

<http://ducange.enc.sorbonne.fr/>

なお、これ以外にも、イタリア、フィンランド、チェコ、スウェーデンの辞書があるようだが、未見である¹⁵⁾。

これらの辞書の出版年度のほとんどが刊行の始まりの年しか書いてないのは、まだ刊行中で完結していないからである。管見したこれら大部の辞書で、Aから始まりZまでたどり着いたのは、オランダから出ている辞書くらいで、あとはほとんど未完結である。そのため、数が多いようで、実際に使える辞書は限られてくる。フランスから出ている *Novum glossarium mediae Latinitatis* だけが、なぜかLから始まり、Pの途中までが出ているが、あとは全部Aから刊行されている。それで、AとかBとか、アルファベットの最初の方の文字で始まる単語は、どれかに載っている可能性が高いが、アルファベットの終わりの方になると、使える辞書が少なくなり、困ることになる。というのは、これらの辞書はそれぞれの国の資料に基づいて作られているため、ある単語が、ある国の辞書に載っているからといって他の国の辞書に載っているとは限らないからである。それは中世ラテン語がそれぞれの国の言語の影響を受けて各々発展したという事情が関係している。それだけでなく、編集者が違えば、それぞれ編集方針が違う。英語圏の Revised Medieval Latin Word-List は、17世紀までのラテン語を、文学、歴史書、あるいは土地台帳などの歴史資料から、ニュートンなど自然科学の文献まであらゆるジャンルを網羅したと豪語しているが（ただし資料は英国に限られる）、フランスの大部の辞書である *Novum glossarium mediae Latinitatis* は、12世紀までの単語しか出ていないし、ドイツの大部の辞書の *Mittellateinisches Wörterbuch bis zum ausgehenden 13. Jahrhundert* は、その書名通り、13世紀までしか対象としていない。そのため、探している単語とその意味が、どの辞書に載っているか分からないので、出てくるまで、現存する辞書を片っ端から引いてみるしかないのである。たとえば、前述の *norire*（第1巻第1章第5節ほか）という単語は、管見する限り、フランスの *Novum glossarium mediae Latinitatis* にしか載っていなかった。また *lubitus*（第1巻第3章第13節ほか）という単語もしばしばお目にかかるが、これも Maigne d'Arnis の *Lexicon manuale ad scriptores mediae et infimae latinitatis* のおかげで、その正体を知ることができた¹⁶⁾。

なお辞書というのは片手で持てて引けることが結構重要なので、一巻本で間に合えば、それに越したことはない。プーフンドルフに関しては、Albert Blaise の *Dictionnaire latin-français des auteurs chrétien* が非常に役に立った。R. E. Latham の Revised Medieval Latin Word-List も役立った。Niermeyer の辞書は、Du Cange のオンラインでは、これは辞書でなくて glossaire だから、読者はまず、たとえば現代の Niermeyer を引け、と勧められている代物で、代表的中世ラテン語辞典と思われるが、プーフンドルフに関しては Blaise の辞書ほどは役に立たなかった。

15) <http://www.aibl.fr/fr/travaux/medieval/ducange.html>

16) LUBITUS. — Ut libitum: 《Pro ipsornm lubitix.》 (A. 1335.) と記載されている。なおこの辞書も全文書がインターネット上に上がっている。 http://www.archive.org/stream/lexiconmanualead00maig/lexiconmanualead00maig_djvu.txt

3. 自然状態

次にプーフンドルフの社会思想を、自然状態に着目して見てみよう。

プーフンドルフは、自然状態を『義務論』において次のように考察する。まず自然状態とは、ただ理性の光のみに照らし出されて把握できる状態で、それはまず三通りの方法で考察されうるとする(第2巻第1章第1節)。すなわち、①創造主たる神との関係においてか、あるいは②個々の人間の自分自身に対する関係においてか、あるいは③他の人間に対する関係においてである。これは第1巻で義務を述べたときと同じような議論の立て方で、平行関係にある。第1巻では、第4章で「神に対する人間の義務、あるいは自然宗教について」(①に対応)、第5章で「自己自身に対する人間の義務」(②に対応)、第6章で「万人の万人に対する義務について」(③に対応)と述べていた。こういう分類によって自然状態を考察することは、先行するグロチウスにもホッブズにも、また同じく17世紀でやや後のロックにも見られない。

さて、①の神に対する関係において、自然状態とは、「人間の自然状態は、人は他の動物よりもすぐれた動物であるべしという神の意図の下に置かれた状況」(第2巻第1章第3節)とされる。ここから、「人間は自らの創造主を認め崇拜し、その御業を賞賛し、野獣たちの生活とはまったく異なるやり方でその生活を送らねばならない」(第2巻第1章第3節)ということが導かれる。神に対する関係において以上の義務を負うのである。その詳しい内容は、第1巻第4章で説かれている。この観点から見た自然状態は、「野獣たちの生活や状況と対照的」(第2巻第1章第3節)とされる。

次の、②の自分自身に対する関係から見た場合によく知られているプーフンドルフの自然状態の記述が現れる。すなわち、「他の人々からいかなる援助を受けることもなく、人がただ一人だけで放置されている状況」(第2巻第1章第4節)で、生物的な弱さ *imbecillitas* のために、「他の人々の助けなくしてはたちまちにして滅びてしまうものであり、それはいかなる野獣の状況よりも惨めなもの」(第2巻第1章第4節)とされる。しかし人間は、力と才能により、生来の肉体的弱さを克服してきた。この観点から見た自然状態は、人間の勤勉さ *industria* によって改良された生活と対照される。対照される生活が、この点で①とは異なる。

また注意すべきは、この自然状態は、「我々が現在把握している人間本性の状況を前提」にして、あくまで「頭の中で想像」してみた結果だと述べていることである(第2巻第1章第4節)。つまり一種の思考実験だといっているのである。

最後に他者との関係から考察した自然状態とは、いかなる契約にも先立って存在する人間の類的存在としての、「本性の類似性に由来する共通する近親関係」(第2巻第1章第5節)に基づくものである。それは「共通の主人を持たず、誰も他者に従属せず、相互に有益であるとも有害であるとも考えられていない」状態とされる。社会契約論者が普通描く自然状態は、上の②とこの③を一緒にしたものであろう。この観点から見た自然状態は市民状態 *status civilis* と対照される。

以上の3通りの考察の後に、今度は、この自然状態の特性を、「虚構」によって描かれるように考察するか、あるいは「実際」に存在するよう考察するという(第2巻第1章第6

節）。つまり虚構として自然状態を描くこともできるが、実際に存在したと思われる自然状態もあり、プーフンドルフの関心はそちらにある（ちなみに虚構の自然状態とはカドモス兄弟の神話のように、お互いにかかる依存関係もなく、多数の人々が同時に存在していたと理解する場合。あるいは全人類がたちまちにして散らばってしまったと想像する場合）。「実際に存在する自然状態は次のような状態であろう。すなわち、各人は少数の人々と特別な協同関係 *societas* によって結合するが、他のすべての人々とは人間であるという外見以外には何も共有するものを持たず、それ以外の理由で彼らに対して義務を負うこともないということである」（第2巻第1章第6節）。プーフンドルフが自然状態に導入したことで知られる *societas* 社会・協同関係は、この文脈で現れる。つまり未だ国家を形成するにいたらず、小集団に分かれて生活している原始状態である。プーフンドルフは、これを「実際に存在した」と考えており、虚構による自然状態と対比的にとらえている。

このような小集団社会の想定は、現代の人類学においても同様で、小集団で移動しながら原始的な狩猟採集生活を送る、アフリカのタンザニアのハザ族を、人類の最初期の生活を解き明かす糸口として研究している。そこには進化の秘密が残されていると見られるからだという。それは、ハザ族が暮らす大地溝帯の周辺は200万年前から生態系が変わっておらず、狩猟方法、採集する果実の種類、利用する草木の種類など生活に関わる資源の利用方法が初期の人類と似ていると考えられること、ハザ族の遺伝子を分析したところ、6万年から7万年前には民族として成立しており、アフリカのホモ・サピエンスがアフリカの地を出た時期と一致する古い民族であることなどからである¹⁷⁾。すでに原人において、1対1のペアを形成しながらも全体としては数十名単位の集団を作り、まとまって行動していたと見られ、それは現在も多くの狩猟採集民族がそうしたライフスタイルを取っているのと同じだという¹⁸⁾。アフリカでは300万-200万年前の期間に、多くの人類の仲間が見つかっている。人類祖先が、数十名の集団で、食料の分配や貯蓄など、社会性を発達させて生活していたとすれば¹⁹⁾、その様子は、社会契約論者が描く自然状態に酷似してくる。

自然状態を想定した思想家は、当時手に入る限りの資料から（たとえば、聖書、古典古代の文献、アメリカ原住民についての記録など）、自然状態を推定した。16世紀のグロチウスでは、使用している資料は、古典古代の文献、聖書、法学者の文献であった²⁰⁾。17世紀になると、ホップズの『リバイアサン』第13章「自然状態、その至福と悲惨について」でアメリカの野蛮民族の例が語られる。ロックの『統治論』第2篇第2章「自然状態について」第14節では、ガルシラソ・ド・ラ・ベガ（1539頃-1616）の『ペルー史』（『インカ族起原正史』（1609-17））が引用される。時代が下って18世紀ともなるとヨーロッパ以外の世界についての旅行記や宣教師報告が増える。ルソーが『人間不平等起源論』の注で「3,400年このかた、ヨーロッパの住民が世界の他の部分に侵入し、新しく集めた旅行記や報告を絶えず出版している」²¹⁾と語っているように、情報は多くなっている（中には疑わしいものもある

17) NHK 「地球大進化」プロジェクト編、30-31ページ。

18) 馬場悠男、62ページ。ブラジルのインディオについては、レヴィ=ストロースの『悲しき熱帯』などにその生活が描かれている。

19) NHK 「地球大進化」プロジェクト編、57ページ。

20) グロチウス『戦争と平和の法』第1巻序言第6節。

21) 平岡昇編『ルソー』、209ページ。Rousseau, p.212.

が)。そして考察は、グリーンランドからアメリカ大陸、アフリカなど世界中に及ぶようになる。プーフンドルフも『義務論』の「読者への挨拶」で、フランシスコ・ロベス・デ・ゴマラの『インディオの概説史』について触れている。

人類の初期の段階を知ろうと思ったら、使えるあらゆる資料を用いて、それをできる限り合理的に考察する以外にない。その時最も参考になるのが、未開民族の生態である。現代の人類学がハザ族を手がかりにしているように、17、18世紀の思想家も、増大しつつある世界各地の旅行記の未開民族の生活を手がかりにして自然状態を考察したのである。以前は古典古代の文献や聖書に残された古代の生活しか手がかりがなかったが、ルソーが言うように、次々と出版される旅行記が知見を増大させたのである。「19世紀末、大航海術を獲得したヨーロッパ人たちが、オーストラリアやニュージーランドに足を踏み入れたとき、先住民たちがきわめて原始的な生活を営んでいるのを目にして、仰天した。ヨーロッパ人の目には、彼らは1万年以上もの間、渡来してきたときのまま、生活技術を発展させることないまま暮らしてつづけていたように見えたからである。／そして、その発見はそうの外れだったわけではない。／彼らが、恵まれた安穩の地で、進化の時計をゆっくりと進めていたために、我々は、はるか数万年前の新人たちの暮らしぶりを、彼らの暮らしぶりに重ね合わせて、リアリティー豊かに想像することができるのである。」²²⁾

プーフンドルフは、『義務論』で、聖書に基づき、アダムとイブという最初の人類がいたとして、その後、子孫が拡散する過程で自然状態が発生したとする。「最初の人々は、無人の世界を満たし、自分たちと家畜たちのより広い居住場所を求めるために、父の家を去り、さまざまな方向へと散らばり、男たちはそれぞれ自分の家族を作った」、「分散していった彼らの子孫たちの中には、血縁の特別な絆とそこから生じる愛情が徐々に薄れ、本性の類似性に由来する共通の特性だけが残ったのである」(第2巻第1章第7節)。こうした記述は、現在の人類学の「出アフリカ」の叙述を想起させる²³⁾。

「その後、人類〔の人口〕が著しく増大した時に、人々は分散して生活することの不便さに気づいた。徐々に、互いに隣接して生活している人々同士が諸国家 *civitates* へと合流して、最初は小さな〔諸国家〕を、その後、多くの小さな〔諸国家〕が、自発的にあるいは力づくで、合体して大規模な〔諸国家を形成した〕」(第2巻第1章第7節)。この叙述は、実際の歴史的発展を想像して書いたもので、あくまで現実に起こった事実として、記述されている。こういう叙述は現代の人類学が、過去の人類の生活を想像して描くのを彷彿とさせ、本質的には違わない。社会契約論の自然状態は、基本的には虚構なのだが、プーフンドルフには、それに現実に起こった事実としての面が強く描かれている。社会契約論には、未開民族の生活から想像した自然状態と、契約を結ぶ前の段階として論理的に要請される自然状

22) 馬場、154ページ。

23) 「原人たちは最初、アフリカ大陸を北上し、スエズ地峡を渡り、そこからユーラシア大陸へと進んでいった。……／人口の増大も「出アフリカ」の一因となったはずだ。／彼らはますます、草原の暮らしに適応し、子どもをたくさん生み、生んだ子供が成長する確率もますます高くなっていった。そうなれば、当然、住む地域も広げなくてはならなかっただろう。……／間氷期には湿潤なサハラ砂漠に移り住み、何千世代かがたち、氷期になると気候が乾燥し、砂漠では食糧不足におちいってしまう。こうしたことから、一部はさらに北へ向かい、地中海沿岸にたどりつく。そこから東に向かい、スエズ地峡を通過してシナイ半島を経て、その先のヨーロッパ、アジアに広がっていった……。(馬場、70ページ)。

態の2つの層が併存している。後者の面が強く打ち出されれば、自然状態は虚構としての性格が強くなり、前者が強く打ち出されれば、人類学者が描く人類初期の段階の描写に近づく。同じ17世紀の主要な論者で比較した場合、プーフンドルフでは、前者がよく描かれている。『義務論』の元となった『自然法と万民法』の自然状態の記述を見ると、もっぱらホラチウス、キケロ、ルクレチウス等々の古代作家の描く原始状態が引用されており、それがプーフンドルフの描く自然状態の淵源となっていることがわかる。そして「そのような描写が空想的であるとはいえ、しかしながらこれらの作家はある意味間違っではないなかった。なぜなら彼らが描いたように人類の起源を想定するなら、自然の様相は彼らが描いた通りだったはずだからである」²⁴⁾と断言している。

ホップズ『リバイアサン』（1650年）は、人間の本性の考察から自然状態を導出しており、またそこから自然状態が戦争状態となることを引き出すことに主眼があり、人類初期の原始状態としての自然状態を実際に手に入る資料を駆使してできるだけ正確に描こうという発想はない²⁵⁾。またロック『統治論』（1689年）においても、第2篇第2章第4節の冒頭で、政治的権力を正しく理解し、それがよってきたところを尋ねるためには、すべての人が自然の姿でどのような状態にあるのかを考察しなければならない、と述べていることからわかるように、あくまで政治権力のあり方を考察するための手段として、そのための虚構として、自然状態を想定している。従って、やはり人類初期の生活を描くことに主眼はない。

プーフンドルフもいわゆる結合契約と統治契約の二つからなる二重契約の社会契約論を展開するので、その段階の議論では、自然状態が論理的に要請されるが、それはロックのように論理上の必要性から虚構として描かれるというより、すでに実在の人類初期段階を想定して描かれたものから、導出されたものとなる。

4. おわりに

プーフンドルフの社会思想については、論じるべき点がほかにもあるが、また別に機会に論じたいと思う。

なお本研究は平成22年度大阪商業大学海外研究員制度によっておこなったものである。

参考文献

Gaffiot, F., *Dictionnaire latin-français*, Paris, Hachette, 1934.

Pufendorf, Samuel, *De jure naturae et gentium libri octo*, Vol.1, Vol.2, Buffalo, New York, William S. Hein, 1995.

Pufendorf, Samuel, *De officio*, (Gesammelte Werke, Band 2), Berlin, Akademie Verlag, 1997.

24) Pufendorf, Samuel, *De jure naturae et gentium libri octo*, Vol.1, libri II, caput II, §2, p.107.

25) 『リバイアサン』第1部第13章。ただし、『市民論』の第10章第1節が引用されているが、その部分は人類の原始的な描写とは言い難く、国家の保護下にある場合の恩恵とそうでない場合の違いを描いた部分である。

- Pufendorf, Samuel, *On the Duty of Man and Citizen*, ed., by James Tully, Cambridge, Cambridge University Press, 1991.
- Pufendorf, Samuel, *The Whole Duty of Man, According to the Law of Nature*, Indianapolis, Liberty Fund, 2003.
- Von Pufendorf, Samuel, *De Officio Hominis et Civis Libri Duo*, Vol.1, Vol.2, (The Classics of International Law), New York, Oxford University Press, 1927.
- NHK 「地球大進化」プロジェクト編『NHK スペシャル 地球大進化6』NHK 出版、2004年。
- 大槻春彦(編)『ロック ヒューム』中央公論社、1980年。
- 国原吉之助『新版 中世ラテン語入門』大学書林、平成19年。
- クリーガー、L『プーフェンドルフの政治思想』倉島隆訳、時潮社、昭和59年。
- グロチウス『戦争と平和の法』全3巻、一又正雄訳、巖松堂書店、昭和25年。
- ドラテ、R『ルソーとその時代の政治学』西嶋法友訳、九州大学出版会、1986年。
- 前田俊文『プーフェンドルフの政治思想』成文堂、平成16年。
- 永井道雄(編)『ホッブズ』中央公論社、1979年。
- 馬場悠男『ホモ・サピエンスはどこから来たか』河出書房新社、2000年。
- 松平千秋・国原吉之助『新ラテン語文法』東洋出版、1992年。
- 山田弘明『『方法序説』を読む 若きデカルトの生と思想』世界思想社、1995年。
- 平岡昇編『ルソー』中央公論社、1978年。Jean-Jacques Rousseau, *Œuvres complètes, III*, Paris, Gallimard, 1964.
- レヴィ＝ストロース、クロード『悲しき熱帯』1, 2、川田順造訳、中央公論新社、2001年。